

定価(消費税別)一箇年 一六、〇〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第三十四号

一八四〇五九

委員長石澤道夫

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数

県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数

選舉管理委員會

山梨県選挙管理委員会告示第四十四号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十五年四月十四日

山梨県選挙管理委員会
委員長 石澤道圭

一四〇八八

山梨県選挙管理委員会告示第四十五号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六六二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十五年四月十四日

山梨県選挙管理委員会

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番